

建築物の（設置，増築，改築）届

平成 年 月 日

ふじ自治会地区建築協定  
運営委員会委員長 殿

住所 藤沢市大庭

氏名 ㊟

次の通り（設置，増築，改築）をいたしますので，建築協定第14条の規定により届けます。

記

建築主	住所
	氏名 ㊟ TEL
建築場所	藤沢市大庭
遵守事項	(1)敷地の最少面積を165㎡とする。それ以下の場合は、現状より減じない。 (2)敷地の地盤高変更の禁止 (3)共同住宅・寄宿舍の禁止 (4)建物の階数は、地階を除き2以下とする。 (5)外壁の後退距離は、敷地境界線より1.0m以上とする。 <緩和事項> ★道路の隅切部分の道路境界線は、隅切りがないものとみなす。 ★壁面を有しない車庫等、及び地盤面より40cmを越えない建築物の部分については、この規定の適用外。 ★床面積に算定されない出窓の外壁は、その長さの合計が3.0m未満までは、この規定の適用外。 (6)敷地境界の塀は、生け垣または透視可能な柵とする。 (7)敷地の周囲の空き地は、植栽等緑化に努める。 (8)建物の形態、色彩等の意匠は、良好な住環境の形成に留意する。